

居宅介護支援 もみじのて中央 運営規程

(指定居宅介護支援事業所)

【事業の目的】

第1条

この規程は、有限会社メイプルハンドが開設する「居宅介護支援 もみじのて中央」（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、指定特定相談支援事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 「居宅介護支援 もみじのて中央」
- 2 所在地 神奈川県相模原市中央区中央1-1-12

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤職員1人 主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事務職員 1人（非常勤職員）
事務職員は、事業実施に当たって必要な事務を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日は休業する）但し、原則として12月30日から1月3日までをお休みとするが、営業日以外も必要に応じて対応する。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

【居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等】

第6条

- 1 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - 一 相談の場所
「グループホーム もみじのて中央」（同建造物）の相談室（必要に応じて居宅訪問）
 - 二 課題の把握
利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者及び家族と面接を行い、支援する上で解決すべき課題をアセスメントする。（方式はMDSとする）
 - 三 居宅サービス計画の原案作成
利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画原案を作成する。
 - 四 サービス担当者会議
居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を召集し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案に係る説明と同意
居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - 六 居宅サービス計画の交付
当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス等の担当者に交付する。
 - 七 モニタリング、結果の記録
少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接をする。
少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
 - 八 施設への照会等の便宜の提供、施設退所時等の計画作成の援助
総合的かつ効率的にサービスが提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活が困難と認める場合、又は利用者が希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供をする。退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行なう。
- 2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、通常の実施地域を超えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業の実施地域を越えてから、片道につき1キロ毎 20円

【通常の事業の実施地域】

第7条

通常の事業の実施地域は、相模原市中央区全域、相模原市南区全域、相模原市緑区一部（相原、相原1～6丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢1～3丁目、下九沢、城山1～4丁目、田名、谷ヶ原1～2丁目、中沢、西橋本1～5丁目、二本松1～4丁目、橋本1～8丁目、橋本台1～4丁目、葉山鳥、原宿1～5丁目、原宿南1～3丁目、東橋本1～4丁目、広田、町屋1～4丁目、向原1～3丁目、元橋本、若葉台1～7丁目）、町田市全域、八王子市全域、横浜市緑区全域、青葉区全域、都築区全域、旭区全域とする。

【苦情処理】

第8条居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情の内容に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとし、苦情の内容を記録する。

【個人情報の保護】

第9条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での居宅介護支援の提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【緊急時等における対応方法】

第10条

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

【事故発生時の対応】

第11条

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

【虐待の防止】

第12条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告する。

【その他運営に関する重要事項】

第13条

- 1 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 定期研修 年3回
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、「有限会社メイプルハンド」代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年3月1日より施行する。

平成28年7月1日一部改定

平成28年8月1日一部改定

平成29年4月1日一部改定

平成30年11月30日一部改訂

平成31年2月1日一部改訂

平成31年4月1日一部改訂

令和1年 6月19日一部改訂

令和3年 4月1日一部改訂

令和4年 2月7日一部改訂

令和5年 1月6日一部改訂（レイアウト）

令和5年 2月1日一部改訂（介護支援専門員の変更）

令和6年 5月1日一部改訂（実施地域の変更）

令和6年 9月1日一部改訂